

全国勤労者スキー協議会 『傷害・救出基金』 規程

第1章 総則

- 第1条 目 的 この制度は全国勤労者スキー協議会（以下全国スキーという）及び、傘下の地方スキー協加入クラブが主催する行事中に発生した事故による傷害、捜索、救出などの経済的負担を軽減するための相互共済扶助を目的とする。
- 第2条 名 称 この制度の名称は、全国勤労者スキー協議会「傷害・救出基金」という。
- 第3条 種 類 この制度には、一つの基金の中に「傷害」と「救出」の出資金、給付条件の異なる2種類を置く。
- 第4条 加入 資格 1、全国スキー協会員は「正会員」となることができる。
2、全国スキー協などが主催する行事に参加する者で全国スキー協会員及び一般参加者は当行事中の「一時会員」となることができる。
- 第5条 加入 手続 1、出資金を指定の口座へ振り込む。
2、指定様式の申請書に記入して、全国スキー協事務所に郵送する。
- 第6条 会 員 証 正会員には会員証を交付する。
- 第7条 共済 期間 1、正会員は、11月1日から翌年の10月31日までの1年間を単位とする期間。
2、一時会員は、全国スキー協などの主催する1行事期間中とする。（参加するための交通機関を除く）
- 第8条 効 力 第6条の加入手続きが完了した共済期間、及び11月1日以降の手続き完了はその時点から効力を発し、10月31日までとする。

第2章 傷害

- 第9条 出 資 金 1、正会員は1年間大人600円、子供と障害者は400円と、3年間大人1500円、子供と障害者1000円の2コースとする。（1年会員、3年会員）
2、一時会員は1行事2日まで100円、3日目よりは1日に付き100円を加える。
- 第10条 共済 範囲 第1条で規程する行事中（往復の交通機関を除く）に発生した事故による傷害。
- 第11条 共済給付金 1、死亡又は廃失 20万円～50万円
2、損傷 5千円～7万円
3、入院及び通院時の支給（医療機関の証明が必要）
イ、入院1日につき2000円（30日で打ち切り）
ロ、通院1日につき1000円（20日で打ち切り）
ハ、入院が20日以上で、その後通院は合計30日まで。
ニ、入院が20日未満で、その後通院は合計20日まで。
ホ、自宅療養は1日につき500円、合計6日まで。
- 第12条 請求 手続 事故発生後30日以内に、当該行事の責任者が次の書類を提出する。
1）傷害基金給付申請書
2）医療機関の証明書
3）入院及び通院証明書
3）については当該行事責任者又は、所属クラブの代表者が責任をもって証明することとし、事故発生後90日以内に提出する。

第3章 救出

- 第13条 加 入 金 加入にあたっては、加入金1000円を納付する。
- 第14条 出 資 金 1、正会員は年間3000円以上1万円を限度とする。ただし、複数年にわたる前納（預かり金）を受け付ける。
2、一時会員は1行事2日間までを1000円とする。3日目からは1日200円を加える。

- 第15条 共済 範囲 1、第1条で規程する行事中に発生した事故による救出に要した費用。
2、加入者（正会員、一時会員）には第10条の傷害を適用する。
- 第16条 共済給付金 1、正会員の給付金は実費とし、その限度額は初年度出資金の200倍とし、継続加入1年経過する毎に10倍づつを追加し、11年目以降はすべて300倍とする。
2、一時会員の給付金は実費とし、その限度額は30万円とする。
- 第17条 継続 加入 給付金倍率の増加、及び、維持には継続加入が条件となる。
- 第18条 計画書提出 所定の計画書を行事実行の3日前までに、クラブは所属スキー協会、地方スキー協会は全国スキー協会提出しなければならない。
- 第19条 請求 手続 事故発生後30日以内に当該行事責任者が、次の書類を提出する。
1)「救出」事故報告書・給付申請書
2) 捜索・救出費用明細・証明書
3) 現場確認者の証明書
- 第20条 給付 制限 加入者が第18条に抵触する場合、又は、別に定める「山スキー規範」に基づいていない場合は給付を受ける資格を失う。

第4条 認定・給付

- 第21条 認定 手続 傷害対策部が書類などの確認審査を行い、環境・安全対策局の議を経て決定し、常任理事会に報告する。
- 第22条 給 付 第21条で決定された時は、ただちに申請者に送金するとともに書面をもって通知する。
- 第23条 時 効 事故発生日から30日以内に申請がない時は、給付の義務は時効によって消滅したものとす。但し、正当な理由があり期間内に安全対策局に連絡のあった場合はその限りではない。

付則

- この規程に定めない事項については、本規程の主旨に反しない範囲で、細則などを常任理事会が決定実行することができる。細則などは決定後直近の全国理事会に報告する。
- 第1条の目的に添う行事で個人賠償責任保険（あいおいニッセイ同和損害保険（株）取扱）の加入者には賠償事故発生に対し本人の受傷についても第10条の傷害を適用する。
- この規程の改廃は全国理事会が行う。
- この規程は2014年11月9日から実施する。

1975年11月16日 制 定 （傷害対策基金規程）
1989年 6月18日 制 定 （捜索・救出基金規程）
1995年 5月21日 一部改正 （傷害対策基金規程）
2009年 4月26日 一部改正 （救出基金規程）
2014年 11月9日 一部改正 （付則改正）

「救出」 出資金額と給付金限度額 早見表 （単位 万円）

出資金	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年以降
0.3	60	63	66	69	72	75	78	81	84	87	90
0.4	80	84	88	92	96	100	104	108	112	116	120
0.5	100	105	110	115	120	125	130	135	140	145	150
0.6	120	125	132	138	144	150	156	162	168	174	180
0.7	140	147	154	161	168	175	182	189	196	203	210
0.8	160	168	176	184	192	200	208	216	224	232	240
0.9	180	189	198	207	216	225	234	243	252	261	270
1.0	200	210	220	230	240	250	260	270	280	290	300

* 倍率のプラスは継続加入が条件です。中断後の再加入は初年度に戻ります。

* 11年目が最高額となります。それ以降は同額となります。